

## パネルディスカッション

### パネリスト

大橋 忠司

京都市教育委員会事務局指導部生徒指導課長

藤木 祥史

京都府府民生活部青少年課非行少年立ち直り  
支援チーム 支援コーディネーター

櫻井 美香

警察大学校警察政策研究センター 主任教授  
(元 東京都青少年課長)

### コーディネーター

田村 正博

社会安全・警察学研究所 副所長  
京都産業大学法学部 客員教授

### 目次

京都市における少年非行や問題行動等に関する取組について (大橋)

- 1 京都市の学校教育
- 2 生徒会活動の活性化
- 3 京都府警との連携
- 4 関係機関との連携
- 5 専門職やボランティアの活用
- 6 一番大事なことは「仲間づくり」と「居場所づくり」

非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援について (藤木)

- 1 「ユース・アシスト」の紹介
- 2 「寄り添い型支援」の概要
- 3 「寄り添い型支援」から見えてくる、連携のあり方の課題

非行防止・非行少年立ち直り支援に関する自治体の幅広い取組について (櫻井)

- 0 はじめに ～ 警察政策研究センターについて
- 1 東京都における子どもの非行防止・非行少年立ち直り支援に関する取組
- 2 多機関/他機関連携において留意が必要であると感じたこと

ディスカッション

子どもについて大人と異なった扱いをする理由

集団の中の子どもへの支援

繰り返し問題行動を起こす子ども・支援を拒否する子どもへの働きかけ

保護者のタイプと対応、アセスメント

連携の必要性とケース会議

滋賀県の「あすくる」の経験から

学校と警察の連携

スクールサポーターから

神奈川県警察・横浜市教育委員会連携の経験から

横浜市の児童相談所から

北九州の経験から：機動力と「大切に思っている」ことを伝える予防教育

一般の人が入ることの必要性

リソースと住民からの支援・支持の必要性

見本となる大人

子どもに近いところにいる人間の抱える軋轢

枠組みの必要性

現場の努力への感謝と研究への期待

もう一回問題を社会に取り戻す

司会：お待たせいたしました。第3部のパネルディスカッションをただいまから開始いたします。パネリストは、向かって左からお2人目、京都市教育委員会事務局指導部生徒指導課長の大橋忠司様。その右が、京都府府民生活部青少年課非行少年立ち直りチーム——ユース・アシストという愛称だそうですが——支援コーディネーターの藤木祥史様。その右が、警察大学校警察政策研究センターの主任教授の櫻井美香様。この3人の方々です。基調講演をしていただいたお2人にもご参加をいただきます。

ディスカッションの司会は、一番左に座っております本研究所副所長の田村正博が務めます。よろしく願いいたします。

田村：それではまず大橋さんからお願いいたします。

## 京都市における少年非行や問題行動等に関する取組について

大 橋 忠 司

大橋：はい、失礼いたします。レジュメにもありますように、「京都市における少年非行や問題行動等に関する取組について」のお話を少しさせていただきます。私はもともと学校現場から行政に入っておりますので、学校現場の思い等も触れられることができたかと思っています。

### 1 京都市の学校教育

京都市立の学校ですが、幼稚園が16園、小学校が168校、中学校が73校、高校は全日制9校、定時制2校。そして支援学校ですね、特別支援学校、養護学校ですけれども7校ございます。そのなかで、京都市が目指す子ども像は、「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り開く子どもの育成」であり、京都市総体として取り組んでおります。

「学校教育の重点」と言いますと、「知」「徳」「体」の観点で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」という三

つの指針を決めまして、それぞれその目標の達成のために努力しているところでございます。特に今回のテーマであります生徒指導に関する少年非行や問題行動に関する取組については、重点項目として、「規律ある生活習慣・ルールを守る態度の育成」を掲げ、重点的に取り組んでいるところであります。

詳しくは、その資料にありますところをまた見ていただければいいのですが、ポイントとなるところだけをお話いたします。

まず「規範意識を育むプロジェクトチーム」でございしますが、資料のほうに載っていますように、学校だけではなく、保護者、市民団体、京都府警の少年サポートセンターの所長においでいただき、校長会とか委員会の代表15名で構成して、資料にありますような項目について協議し取組を推進しております。簡潔に申し上げますと、京都市及び学校の理念としまして、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」、これがキーワードでございまして。特に非行に走る子どもたちの対応も含め生徒指導に特化して申し上げますと、「見逃しのない観察」、「手遅れのない対応」、「心の通った指導」、この3つも、数十年前から1つのキーワードとして取り組んでいるところでございます。

## 2 生徒会活動の活性化

特に2番のところの「生徒会活動の活性化」、「個々の子どもたちへの取組」というのは、先ほどの講演の中でもありましたが、色々な分野の大人が関わる中で変わっていきます。学校としましては、生徒会の活動の中で、1人の問題を自分たちみんなの問題として取り組むことが大事であるとの理念のもと、生徒会活動を活性化させ、生徒会サミット等を推進しております。

生徒会サミットにつきましては、資料にありますように、中学校の「生徒会サミット宣言」を生徒達が自ら考え作成し、昨24年度の8月29日に宣言を致しました。さらに、昨年度には、皆さまご承知のように大津市のいじめによる自殺者が出たり等、色々命に関わる問題がありましたので、9番目のメッセージとして、「いじめは、しない！させない！許されない！」というようなアピール文を、子ども自らが考えて出してくれました。「許さない」ではなくて、「許されない」という、「れ」を入れる入れないという文言についても、子どもたちが論議する中で決定して、この宣言を全市の中学校、また中学校区の小学校にも話をしに行き、みんなでいじめについても考えていこうという活動をしております。

## 3 京都府警との連携

それから、3番目の京都府警との連携は、先ほどもお話がありました。昨年9月6日には、「非行防止教室を京都府のすべての公立小中学校でやりましょう」という府警と府市教育委員会の三者の共同宣言もなされ、京都市はすべての小中学校で実施することができました。非行防止教室のお話の中で「1,000円落ちていたら拾う」という割合は平均すると約6割です。私も非行防止教室をのぞかせていただいたり、京都市の教育委員の皆さんにも年に2回ほど学校訪問をしていただき実態を見ていただいています。多少しんどい学校も、静かな学校も、色々見てみると、その割合が、6割が8割になったり、逆に4割になったりというような実態も含めて見ていただいています。非行防止教室は子どもたちだけではなく保護者にも参加してもらおうような話もしております。

それから、京都府警との人事交流は、もう4年目を迎えました。京都市教育委員会生徒指導課の問題行動の担当課長として京都府警の警部に来ていただいています。そして生徒指導課の指導主事が少年サポートセンターに所長補佐として配属され、特に非行防止教室等について取組を進めているところでございます。

#### 4 関係機関との連携

あと、児童相談所との人事交流も5年目を迎えました。この人事交流といえますのは、やはり一番いいのではないかと考えております。このようにシンポジウムに参加したり、私も色々なところで会議に出させていただきます。1年に2~3回の会議で顔を合わすということでも非常に有効ですけども、人事交流をしますと、お互いの文化の違いを知ることを通して、できること、できないことも理解できますし、教育の現場として、あるいは委員会としての思いを伝えたり、逆に司法の立場、あるいは行政や研究者の立場で思いを伝えるとか、色々な立場の方とお話できるということが大事なのではないかと考えております。

#### 5 専門職やボランティアの活用

それから、専門職やボランティアの活動についてですが、最初に塚本副市長のお話にもありましたが、京都は大学の街です。京都の学生は約1割、14万人おられます。京都産業大学さんには非常にお世話になっています。そのうち京都市の学生ボランティアは何人おられるかご存じでしょうか。1,700人ほど学生の皆さんに活躍していただいています。私のところの生徒指導課では「学びのパートナー」や「スバルパートナー」、「ハートケア」として不登校気味の子どもたちへのケアをお手伝いしていただくために、約100名の方に登録していただいています。京都産業大学さんの学生さんも含めて非常にお世話になっていますし、このように「学生の皆さんの力を借りる」ということ。これはもう京都市ならではの方針でございます。

1人の子どもに対して、社会総がかりでやっていこうと。このことはもう時代として当然でしょう。よく問題を起こしたり色々なことをする子ども達がいるのですけれども、「いずれは必ず学校に帰ってくるんだよ、必ず地域に帰ってくるんだよ」、「だからどうしていくんだ」ということが大事だと思います。やはり社会総がかりでやっていくことが大事ではないかと考えています。

#### 6 一番大事なことは「仲間づくり」と「居場所づくり」

そして6番目です。一番大事なこと。「仲間づくり」と「居場所づくり」。これは私も、自分自身の経験からも考えております。東北の大震災のときには「絆」が話題になりました——先ほども、スライドにも載っていましたが——「絆づくり」ですよ。「仲間づくり」。これは、小中学校の義務教育に携わる教師、学校は、もっと自覚をして頑張らなければいけないなと考えております。刑法犯の数字も出ていました。小中高合わせたら多いのですけれども、小中だけでも半分ございます。そして、犯罪の低年齢化という課題もあり、小学校というか、触法ですから14歳未満ですけども、その子どもたちに対してもどうしていかということを考えていかなければいけません。義務教育の9年という、義務であるというからこそ自分たちの責任もしっかりと自覚し、役割を認識しなければいけないのではないかと考えています。

このように「仲間づくり」と「居場所づくり」は、学校が是非とも取り組んでいかなければいけないことであり、あらゆる場面でやっていかなければいけないのではないかと考えます。そしてそのことは、家庭にも、地域にも、社会にも必要なことではないかと考えております。

かいつまんでしかお話しできませんでしたが、以上です。よろしく申し上げます。

田村：どうもありがとうございました。それでは藤木さん、お願いいたします。

## 資 料

平成25年6月8日

京都市教育委員会

## 京都市における少年非行や問題行動等に関する取組について

本市では、少年非行や暴力・いじめなど子どもの問題行動の課題解決に向け、本市の学校教育活動における重点項目として、平成24年度から「規律ある生活習慣・ルールを守る態度の育成」を掲げ、下記のとおり、子どもの規範意識の育成をはじめとする様々な取組を展開している。

## 記

## 1 「京都市子どもの規範意識を育むプロジェクトチーム」の設置

保護者・市民団体、京都府警、校長会及び教育委員会の各代表者15名で構成するプロジェクトチームを平成22年12月に設置。学校、家庭、地域及び関係機関が一体となり、子どもの規範意識を育むための取組を検討・展開（以下は主な取組）。

- ・ 「H23 京都市中学校生徒会議」「H24 京都市中学校生徒会サミット」開催
- ・ 非行防止教室の実施
- ・ 学校のきまりの効果的な運用
- ・ 教材・活動プログラム開発、研究校における実践
- ・ 京都市PTA連絡協議会によるアピールの発信

## 2 生徒会活動の活性化による規範意識の育成

## (1) 「京都市中学校生徒会議」の開催

平成23年8月に全市の各中学校の生徒会代表140名が一堂に会し、規範意識について協議。全市の生徒会及び大人社会に向け、「京都市中学校生徒会議宣言」を発信。

## (2) 「京都市中学校生徒会サミット」の開催

平成24年8月に各支部の代表生徒17名が集い、「いじめ」「命の大切さ」をテーマに大人15名（教育長及び1のチームの委員）も交えて協議。前年度に先輩たちが発信した8項目の宣言に新たな1項目「いじめは、しない！させない！許されない！～かけがえのない命が世界で一番大切！～」を加え、「サミット宣言」として発信。

## (3) 規範意識に関する全中学生対象のアンケート

平成24年度に、(2)のサミットの開催に合わせ、生徒自身が規範意識について考える契機とするため、前年度に発信された生徒会議宣言の内容に関するアンケートを全中学生（約2万8千人）を対象に実施。

### 3 京都府警との連携

#### (1) 非行防止教室

京都府警から各校に警察官やスクールサポーターを講師として派遣いただき、万引き・暴力・いじめ防止等の指導を行う。全小学校・中学校・高校で実施。平成24年度には小学校の対象学年を高学年から低学年（2・3年生）にも拡大。

#### (2) 薬物乱用防止教室

薬物乱用防止を図るため、学習指導要領に基づく教科指導に加え、警察官、学校薬剤師等を講師とする「薬物乱用防止教室」を全中学校・高校で実施。

#### (3) 京都府警との人事交流

平成22年度から、京都府警から警部級職員を生徒指導課担当課長として、市教委から指導主事を少年サポートセンター所長補佐として配置。日頃からの情報共有、問題行動の未然防止及び発生時の円滑な対応などについて連携を強化。

### 4 「子ども支援専門官」の配置

児童虐待、非行、いじめなど、子どもを取り巻く課題の解決に向け、生徒指導課に、児童相談所担当課長補佐を併任する「子ども支援専門官」を平成21年度から配置し、児童相談所との連携を強化（当初1名、現在2名を配置）。

### 5 「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」の配置

スクールカウンセラーを全中学校・高校・総合支援学校に配置。小学校も配置を拡大（平成27年度に全校配置予定）。また、スクールソーシャルワーカー13名を配置（今後、拡大予定）。

### 6 いじめなどに関する相談体制の充実

- (1) 「いじめ問題サポートライン」「いじめ相談24時間ホットライン（年中無休）」「こども専用ハートライン」などの電話相談の開設
- (2) 「こどものための電話相談窓口」紹介カードやパンフレット等印刷物の配付
- (3) こども相談センターパトナにおけるカウンセリング及び生徒指導（指導主事）と教育相談（カウンセラー）の連携による子ども・保護者の支援、校内研修等へのカウンセラー派遣
- (4) 「京都市ネット・トラブル情報デスク」の開設
- (5) 「いじめメール相談」の開設

### 7 生徒指導に関する教員向けマニュアルの作成

<小学校> 「子どもたちの自己実現に向けて～小学校での生徒指導と学級経営～」

<中学校> 「生徒指導部長の実践知」



## 8 教育支援センター（適応指導教室）「ふれあいの杜」の設置

不登校が長期化した子どもたちが、本来校に在籍しながら通級できる「ふれあいの杜」学習室を市内5箇所を設置し、小集団での体験活動や教科学習等を通じて、他者との信頼や自らの存在意義を感じ、学校に復帰できるよう支援。

## 9 「洛風中学校」「洛友中学校」の設置

不登校が長期化した生徒の学びの場として、柔軟で特色ある教育課程を編成した新しい形の中学校を設置（開校：洛風中16年度、洛友中19年度）。

## 10 ケータイに関する取組

### (1) 「子どもの携帯利用に関する連絡会議」開催

※ PTA、市民団体、携帯電話会社及び学校等で構成。平成19年以降、計8回開催。

### (2) 「情報モラル指導カリキュラム表」「指導計画モデル」策定

### (3) 「携帯電話市民インストラクター」養成、保護者・市民対象の研修会開催

### (4) 児童生徒を対象とした「ケータイ教室」実施（KDDI・ドコモから講師派遣）

### (5) 業者委託による「ネット監視業務」

### (6) チラシ・リーフレット配付による啓発

## 11 教員研修の実施

生徒指導研修会、生徒指導実践交流会、学校でのソーシャルワーク実践研修のほか、教職員カウンセリング研修会など臨床心理学的側面も含めた教員研修を実施。平成25年度は、いじめに関する管理職・教員対象の研修を新設。

## 非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援について

藤木 祥史

藤木：ユース・アシストの藤木です。現場の感覚でしゃべればよいということですので、そのとおりにしたいと思います。

### 1 「ユース・アシスト」の紹介

まずユース・アシストの紹介ですが、昨24年度4月に立ち上がりました。それは、先ほどもありましたが、一昨年、刑法犯の少年件数、人口比がワースト1、再犯率がワースト3と、この状況を受けて、何とか改善していくための役割を担っているということです。

さらに、知事部局に設置されたということで、これまでも活動されてきたさまざまな非行問題を抱えた少年への立ち直り支援機関との連携を推進するという役割を担うんだと自覚しています。その連携のあり方ですが、私は、いろいろな連携機関のなかの中心に位置づくのかなと思っています。横並びではなくて、そういう役割を担う、また担えるように今後取り組んでいくのがわれわれのチームではないかと思っています。そうした場合、われわれの少年支援

のあり方は、いわゆる他の機関とは違う独自性と、より中心に立つべく内容を備えんとあかんと思います。それが、「寄り添い型」という表現をしている支援です。簡単に言えば、非行問題を抱えてしまった少年やその家族の近くにいること、継続してかかわることだと思っています。

## 2 「寄り添い型支援」の概要

その意味で言えば、寄り添い型支援というのはどのようなものかという、まず支援対象となる少年ですが、概ね中学生から成人するまでの少年を対象としています。中学生の場合は、やはり学校が支援の主体であるべきだろうという考え方もあるのですが、学校から離反してしまう少年も最近多いなかで、そういう少年には、同じように寄り添いながら学校のほうに戻っていけるような支援を行います。中学校を卒業している15歳以上の少年については、なかなか保護、指導する機関がないなかで、われわれが本来中心にすべき対象の少年というふうに思っています。

それらの少年は、まず関係機関から紹介を受けて支援に当たりますが、先ほどの連携の中心に立つ、そして近くで継続して関わるというポリシーからいくと、支援を要請されてきた子だけではなくて、支援の要請もない、立ち直る意思もない、けれども、その地域において少年たちの関係性のなかで重要であるという少年に対しても、こちらから支援をしに行くと。個人情報の問題があるので、中学校の生徒指導担当の先生方にそういう少年のことを紹介していただく。そしてその保護者に、卒業した学校の先生から、「こういうチームがあるけど、一回相談してみたらどうや」とか、「話だけでも聞いたらどうや」と、ここまでの渡りをつけていただいたら私たちは行けるわけでして、それをやるというのが、対象少年のなかで、うちのチームの独自性かなと思います。

次に支援の内容ですが、現在は私を含め5名の支援コーディネーターがいます。このメンバーが少年のもとに行きまして、まず基本プログラムとしていろいろ面談したり、ご家族とお話ししたりしていくわけです。それで、そういうなかでつかんだ情報、非行の裏にある背景をアセスメントします。そのアセスメントをもとに関係機関とケース会議を持って、この少年はどのような支援が必要かと、そしてプログラムを作成して、そのプログラム進行において、いろいろな協力団体の方やサポーターの方に応援をいただくと、こういう筋道です。

ところがやりだしてみても、その基本プログラムにかかる期間というのが、当初の想定よりははるかに長く必要です。昨24年、最初に受け持った15歳の少年の場合ですと、8月から12月まで毎週1回その子の家へ行って、しかも、高校進学のための学習を一緒にしながら、そうしていろいろ話をしていく、と。そして、週1回の訪問だけでは事足りません。その子が抱えている問題が発生したときに、それに対して対応しに行く。そういうことを4カ月かけて、ようやくこの子の非行問題の背景、ようやくアセスメントが近づいてくるのです。ということは、基本プログラムにかかる時間と労力が非常に大きいのだということを改めて最近思っています。

特にわれわれは何の権限もない人間ですから、「おまえ、そんなことしとったら捕まえるぞ」と言うこともできません。「おまえなんか来るな」と言われたら終わりです。そういう意味では、丁寧に丁寧に時間をかけるのが基本プログラムの時間です。そのためには、単なる面談や話で本音が引き出せるわけありません。基本プログラムの間に、その子が、高校に行きたいと思っているのだったら学習を一緒にしながらアセスメントをつくっていくという作業になるので、非常に基本プログラムが長く重厚になってくると、こういうことです。

そして、ようやく支援プログラムが確定した場合、いろいろな支援団体の方や関係機関にお願いをすることになるのですが、当然そういう方にもそばにいていただいて、何かあったら一緒に寄り添っていただくということを受け持っていていただくわけですから、ある程度それができる方たちをお願いしなければなりません。現在は、4つの市町で退職した先生方にお願いして支援の会をつくっていただいて、退職教員の先生方に学習支援などにかかわっていただきながら、時にはその少年が家を飛び出したという捜し回るのも一緒にやってもらう。そういう、近くに、地域に、そ



ばにいて、近くにいってもら方をつくっていくということも支援活動の大きな意味かなと思っています。

### 3 「寄り添い型支援」から見えてくる、連携のあり方の課題

最後に、こういう支援活動を進めるうえで、今後の課題として感じる事。ここが一番たくさん話したかったのですが、時間がありませんので項目だけ述べて、後ほど発言の時間があればしたいと思います。

1つ目、支援プログラムの進行の困難さ。まず学校に戻りたい。なかなか難しいです。うまく高校へ再入学できても、高校の学習の厳しさ、生活の厳しさになかなかついていけない。またドロップする。こういうケースがやはり出ます。

次、就労を目指した支援。事業所がありません。もう、現在就労しているのは、ほんとにわれわれの卒業生とかの知り合いをたどっての事業所ばかりです。さらにこの1年間で就職した子どもたちの中には、大手の現場で18歳になっていない子はいれないという締め出しにあった子もおり、こういう状況がどんどん進んでいます。もう否応なく子どもたちは、年齢をごまかして現場に行こうとするようなことが増えています。現在、一生懸命開拓しているのは飲食関係の職場です。もうそこしか今ない、と。もう20年前と、そこが大きく違います。

最後です。そばにいればいるほど、その子の指導、被指導の関係のなかに軋轢が生じます。スムーズに指導を聞いてくれるはずもないし、あるいはその子の思いを的確に捉えて整理してやらなければ、その子どもは不全感を感じるし。ましてや家族からは、「こんな子、知らん」という連絡も入れれば、「もう、放り出しました」という連絡も入れれば、「今、家で暴れてます。どうしたらいいですか」、ヘルプがしょっちゅう入ってきます。これを、電話でこうしろああしろと言ったのでは本当にそばにいるわけではない。行かなくてはなりません。このときのしんどさというか、行っとうまく指導できるかどうか。この軋轢を大きく抱え、かつ、小さい話で言えば、携帯代のバカ高い値段は誰が補償してくれるのかと、こういう部分全部含めて非常に大きな軋轢を、現場で、近くにいる人間は抱えます。この感覚と、そういう支援の場で、関係機関の連携をしていくうえで、共通した状況認識をもって進めていくことが非常に大事だと思いますが、それにはとっても時間がかかるのだなということを最近感じています。そういう連携のあり方を、子どものそばにいながら追求していくことがわれわれのチームの重要な課題と、こう思っています。以上です。

田村：ありがとうございました。もっと語っていただきたかったと思う方が多いのではないかと思いますけれども、すみません、時間の関係もごさいます。それでは、櫻井さんお願いいたします。

## 非行防止・非行少年立ち直り支援に関する自治体の幅広い取組について

櫻井 美香

### 0 はじめに ～ 警察政策研究センターについて

櫻井：警察大学の警察政策研究センターの櫻井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

警察政策研究センターの業務は、警察庁の個々の課や部局を越えて、広い目で犯罪対策、警察行政について調査、研究をすること、また国内外の大学との交流の拠点として活動するという事で、いわば警察のシンクタンクとしての役割を果たそうとしている部署でございます。

ただ、本日私がここにお招きいただいたのは、平成22年の夏から2年間、東京都庁の青少年課の課長として出向いたしまして、そこで自治体の立場から非行防止、非行少年施策に携わった経験があるためと承知しております。本日

は、国、警察庁の少年警察行政の代表ということでは全くなく、国の警察の人間が、自治体の、一般行政の立場になり、それこそ「相手の立場」そのものになって経験した、多機関連携、「マルチ」のほうの「多」機関と、「アザー」、「他」機関という意味での二重での連携を経験したことを踏まえて、多少でもお話できればと思っております。

#### 1 東京都における子どもの非行防止・非行少年立ち直り支援に関する取組

では、まず東京都における非行防止、非行少年立ち直りに関する取組についてお話いたします。

私が出向した青少年治安対策本部の青少年課ですが、この本部自体が青少年課、治安対策課、安全安心まちづくり課、交通安全課という、安全と安心に関するいろいろな課が集まっているのですけれども、80名のうち、警察庁や警視庁、それから教育委員会、入管等の他機関からの人間が3割を占めておりますし、都庁のプロパーの職員の方も、福祉保健の経験者が多いということで、都庁内の多機関連携の場として機能していると思います。

私が主としてやりましたのは、非行少年立ち直り支援事業というものでございまして、少年院を出院した、仮退院の方も含めて、地域社会の一員として生活する、地域に根付くということが真の立ち直りに近づくということで、そのような方の居場所をつくり、就労を支援し、就学を支援し、生活を支援するということのお手伝いを都がしようということでした。

ここでお手伝いと申しますのは、やはり保護観察所と保護司さんがそれまで、こういった方々の保護観察なり立ち直りを中心となっていたと思うのですけれども、逆に、自治体との関連がなかったわけです。少年が戻って恒常的に暮らしていく場合は地域社会であるにもかかわらず、保護司さんは国家公務員という立場に立って、厳しい守秘義務を課せられて、公式には自治体とは連携できないという中で、地域で自治体がどんなリソースを持っているかということも、実は情報がなく、活用されることが非常に難しかった。そのようなシステムの中で、保護司さん個人の熱意や個人の人脈に頼ってきたという状況でした。ただ、時代が変化しまして、保護司さんの高齢化とか、地域の連帯の希薄化、不況といった変化により、そういった取組にも限界があるという中、何か東京都がお手伝いできないかというところが事業の発端であったように思います。

このために、まず保護司活動支援協議会というものを設置いたしました。保護司会、保護観察所、それから更生保護施設、家裁といった更生保護関係の方々と、都の関係機関、うちの青少年課、警視庁、それから福祉保健、職安、教育庁といったところが会合を持ちまして、保護司さんたちの現場のニーズをお聞きする場を設けたということです。そこで「都なり、都内の区市町村が、どういう就労、就学、相談、生活支援等のリソースを持っているかが分かるガイドブックが欲しい、今はまったく個別にすら分からない」、というご要望がありましたので、そのご要望に応えまして、出院者本人用と、更生保護関係者用のガイドブックを作りまして、少年の場合には、保護観察所や家裁を通じて、それから都内の全保護司さんの手にそれが渡るようにしたというところでございます。

非行少年等支援では、保護観察中の少年に限らないのですが、「びあすぽ」という支援のワンストップセンターを立ち上げました。これは立ち直りを目指す非行少年の居場所の提供とか、生活の悩みについての相談対応とか、ハローワークへの同行とか、ビジネスマナーや履歴書を書くことを教えてあげるとか、学校見学の同行と、そういったものを行う機関を、ワンストップセンターとして、民間に委託して設けたというものです。

それから、取組の広がりが欲しいということで、地域においてこういった立ち直りに理解を示し、熱意を示していただける方の育成と言いますか、もっと増やしたいという考えから、地域の理解を促進するための講演やシンポジウム、それから人材育成セミナーといったものを行ったりもいたしました。

このほか、就職ということでは、国の協力雇用主制度、非行少年を雇えば補助が出るという制度の周知のためのDVDを独自に作ったりもいたしました。

その他、非行防止、健全育成に関することとしては、万引き防止に関するキャンペーンと、国公私立すべての小3、小5、中1に対してそれぞれの年代に合ったリーフレットをつくって配ったり、音楽劇をしたりといった、そういった広報も行いました。

それからネット・ケータイに絡む被害者、加害者が大変多かったこともございまして、子どものネット被害、ネット加害も含めて、子どものネットトラブルのための専門の相談機関「こたエール」を作りましたり、家庭内でネット・ケータイに関するルールを作りたいという保護者がルールを作るのにどうやったらうまくいくかという保護者向けの講座を開催したり、小中学生の安全に配慮した携帯電話の推奨制度を作ったりといったことをいたしたところでございます。

## 2 多機関／他機関連携において留意が必要であると感じたこと

ここまで駆け足で何をやったかということだけ申し上げたのですが、こういった中で、マルチ機関、アザー機関の連携において留意が必要であると感じたことを簡単に、時間の許す限りお話しさせていただきます。

今まで皆さんのお話にあったとおり、非行少年の立ち直り支援というのは、居場所とか生活支援、就労支援もそうですし、少年自身の家庭を含めた環境の改善や、非行を促進する要因を除去したり、保護する要因を促進するという観点が必要です。そして被害者の方の観点、非行すれば被害者が出てくる可能性がありますので、再非行させないといった様々な観点が必要ですし、少年本人と、それから家庭に対する支援というのも必要になりますので、どれか1つの機関が引き受けること、全面的にやるということは絶対に無理であると思います。

一方で、公的機関とか、民間も含めて、すべて異なる目的や理念を持っていますし、行政機関においては権限法というものがあって、何ができるかはきっちり定まっています。

しかし、それについては、お互いけっこう誤解が多いのです。警察であれば、「何かあったらすぐ逮捕できるんでしょ」とか、「何でも調べられるんでしょ」とか、「すぐ家の中に入って調べることができるんでしょ」とか。学校でしたら、毎日毎日何時間も子どもに教えているのだから、万引き防止も教えてほしい、ネット携帯も教えてほしい、暴力団対策も教えてほしいと。何でも教えてほしいと言っても、やはり学校には時間の限りがあるわけです。では、民間なら自由にできるかということ、民間には資金が必要ですし、権限がないし、情報も限られています。皆さん、お互い相手方を非常に過大評価してしまう傾向があり、だからこそできないと言われるのがっかりしたり、さぼっていると思ったり、やる気がないと批判だけに傾いてしまうのですが、そういった相手方の理念なり、それぞれの機関の差異と限界というものをしっかり分かった上で、できることをやっていかないといけないと思います。

ただ、出向経験から申しますと、なかなかやはり分かりません。出向して、出向先の機関がどういう業務を持っていて、どういう理念でやっているのかというのを分かるには、3カ月から半年ぐらいかかると思います。ですので、本当にごくたまに顔を合わせるだけの会合だけで多機関連携というのはやはり難しいのかなと思います。先ほど大橋さんがおっしゃったとおり、人事交流とか、長い時間一緒にいて検討するということを通じてお互いのことを分かっていくことが必要だと思えます。

さて、一方で、それぞれの機関の権限等は尊重すべきだと思いますが、情報交換については、できる限り、子どものためということでもやる必要があると思います。非行集団の再非行防止に関する会合のなかで、ある特定の機関が、「うちは守秘義務があるので出せません」、「情報はもらいますけど、守秘義務あるのでうちからは出せません」と言われると、その瞬間に止まってしまうわけです。ですから、出来る限り情報交換をするためには、やはりその基盤というものが必要であると思います。

児童虐待防止については、児童福祉法に地域対策協議会が位置づけられて根拠もございまして。あるいは、例えば中

野区においては独居高齢者の見守りのために条例を作りまして、必ずしも本人の同意がなくても、地縁団体、自治会さん等を含めた関係機関が情報提供、情報交換できるようなことが明らかになっております。事柄の性質の違いというのがありますが、この非行少年の立ち直りに関する情報交換の基盤の形を探っていくというのは大変重要なことではないかと思えます。

——ちょっとお時間、若干超過するのですけれども——先ほど「びあすぼ」の話をしましたが、こちらは、都内の成城というかなり高級な地域にありまして、専門のNPOにやってもらっているのですが、実はあまり件数は伸びていません。相談は多いのですが、マンツーマンの支援があまり増えておりません。これはやはり場所のミスマッチがあると思うのです。もっと非行少年が多い地域というのは幾つかあるのですが、ちょっとそこから来る分には遠いと。逆にそういう地域に、そういう熱意と知識のあるNPOがあるかという、実はあまり、今のところ見つかっていないということで、そういうミスマッチを防ぐためには、やはりもっと広い裾野の方に非行少年に関する知識と取組を持っていただくような人材育成をしなければいけないと思っております。

ただこれは、ただの——という大変ですが——健全育成、今良い子をもっと良い、明るい子に育てるのよりは、やはりハードルが高いような感じはいたします。セミナーを開いても、こういった言い方は失礼ですが、BBS会の方とか更生保護の会の方とか、今現在かなり関心と知識がある方が、さらに知識をつけに来るというかたちでして、本当の裾野の広がりにはまだつながっていないところがございますので、そういったところも今後、もう少し考えていくべきかなとは思っております。

長くなりましたが以上でございます。

田村：ありがとうございます。大変限られた時間でそれぞれのパネリストの方に発表していただいた次第でございます。

### ディスカッション

田村：ここからは、フロアの皆さまから既に紙でいただいた質問もございまして、それについてご回答いただくほか、今日の発表のなかにも出てきた議論について幾つか参考となる情報を持っている地域もあるわけですから、その方たちにもご発言をしていただきたいと思いますと思っております。

子どもについて大人と異なった扱いをする理由

田村：まず最初に、基調講演者の方に対する質問がきています。学生の方からのご質問で、渥美先生に対してとは書いていなかったのですが、私のほうから渥美先生にお願いすることにしました。「大人の犯罪と少年の犯罪にはどのような違いがあって、その違いがどのように制度化されるとお考えなのでしょうか」という質問です。まずこれからお答え願いたいと思います。

渥美：大人と子どもは、古くから、1920年代にアメリカのシカゴで考え出された考え方でも、大人と子どもとは区別されています。それで、子どもについてその制度が入ってくると、日本では少年法制というのと、それから大人の刑事事件を扱うシステムは、全然違ったものになっています。

その理由は、当時は、子どもは、実際に見ましても、犯罪を始めるのが早くても、終わるときは一定のときに決まっている、と。子どもの犯罪は見てみれば分かりますが、釣鐘型です。年齢が増えていくにしたがって、最初のうち少なくて、17～18歳くらいが多くて、それから22～23歳過ぎてから犯罪をやるなんていうのは非常に減ってしま



うのです。そういう釣鐘型になっている、大人とは随分違っているということがはっきり分かっているのです。それから、子どもは社会に入ってまだ短いですから、成熟していません。成熟していないものに対して成熟しているものと同じように扱うのはまずい、違った扱い方をしようというのが2本目の柱です。3本目の柱は、一緒に扱ったら、世の中でもう汚染してしまっているものが子どもに伝えられてしまうのでまずいので、大人と子どもとははっきり分けましょうというような考え方です。

もう1つは、当時シカゴの上流家庭の奥さんたちがこの活動を始めました。新しく第二次移民でやって来た南欧の子どもたち、特にイタリアンについて、自分たちはアメリカで既にもう生き方が決まっていますから、それとの違いというものをしっかり分かってもらうようにするために、自分らが何かしなければいけないというお節介ですね、それが絡まってその制度が生まれました。

今になって考えますと、やはり先ほど申し上げました釣鐘型になっているということにかなりの注目をすべきだと思うのです。あるときに非行をしているといったって、途中から普通の大人になるのです。その人を、小さい段階で目くじらを立てていじめますと、これはどんどん悪くなります。このことは、もう、どこの国で調べても分かっています。変なふうにいじめて、レッテルを貼って処理をしたらまずいということです。これは大人の場合もそうです。ですが、子どもの場合には特にそれが強いと。したがってそれを大事にすべきだということです。

子どもは、周りから入ってくる情報によって自分が対応する仕方を変えていきます。それだけの変化する要素を持っています。その変化する要素を持っているのに、その変化を閉じてはいけません。それに対して、子どもは育ってくるときに、子ども自体よりも、子どもにも問題はありますが、周りの状況に非常に大きな問題があるので、それを変えることによって対処していく、と。まだ自分で周りをつくっていませんから。それは社会の責任だというような考え方を中に入れてくると、大人と子どもとははっきり分けられます。大人と子どもと一緒に扱うことが、むしろ、同じものを同じに、違ったものは違っていると考えるのが正義の基本的な原則ですが、それを一緒にしてしまうということは、まさに正義に反しますよ、という理解。これが法的に子どもと大人を区別する一番大きな理由になっています。

#### 集団の中の子どもへの支援

田村：ありがとうございます。それでは次に安田本部長に対するご質問があります。学生の方からです。1つ目は、非行少年が無事に立ち直ったとしても、従来から一緒にいた仲間たちから、裏切り者ということで、新たなトラブルに発展したりする可能性もあるかもしれませんが、そういったことに関しての対策とか活動は何かあるのでしょうかというご質問でございますが、いかがでございましょう。

安田：質問ありがとうございます。非常に難しい、そしてまたリアルにあり得る話と思います。

実際問題、子どもたちの非行というのは、大人の犯罪に比べると、共犯率が高いのですね。つまり仲間と一緒に何かやるというパターン、あるいは誰かに誘われて、影響を受けてというパターンが非常に多いわけでありまして。そういった意味で、同調圧力も強く、仲間を裏切れないからしゃべれないという子もいるのは事実であると認識しております。そんななかで立ち直らせるということを考えたときに、——先ほどの西京署の事例にもございましたけれども——出来る限りトータルにグループ全体を捉えてケアしていく、とりわけグループのリーダーを含めてケアしていく、ということが大事なかなと思います。

ただ、そうは言っても西京署の場合はうまくいった事例ではありますけれども、うまくいかない事例というのは多々あります。そうした場合はどうしたらいいのかということに関してなかなか簡単な答えはないのですが、現場でご経験をなさっている方がここにも大勢いらっしゃいますので、ぜひそういった方々の知見、経験をシェアさせてい

ただきたいと思います。

田村：分かりました。またそのあとほかの方にも聞いてみたいと思います。

繰り返し問題行動を起こす子ども・支援を拒否する子どもへの働きかけ

田村：安田本部長にもう1問聞かせてください。立ち直り支援を受けてもなお非行に走る少年や、支援を拒否する少年たちへの対応はどうされているのでしょうか、というご質問です。質問者のお名前はございませんけれども、この問いは、できればお答えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

安田：まず立ち直り支援自体、本人ないし保護者の方の同意がない限り、行い得ないということがあります。私ども警察として、それこそ捜査の権限はありますけれども、立ち直り支援を押しつける権限はございませんので、まず同意が必要だということですね。そういった意味で、拒否をされてしまうと——もちろんそれでも、説得したりそういった子どもたちを街頭で見つければ声をかけて、というようなかたちでなお働きかけるわけでございますけれども——手を差し伸べることで非常に難しいです。また、立ち直り支援のプログラムに参加した子どもたちと、参加しなかった子どもたちとで単純に比較すると、立ち直り支援のプログラムに入った子が再非行に走るというのは非常に低いんですね。でも、それはある意味では当たり前のことであります。子どもも親も、そういったプログラムに同意をして入っているケースは、そもそも立ち直りのための前提となる環境が、拒否されたケースとは大きく違うわけですから。その意味で私どもの提供する支援の効果についての検証もしっかりと行って、プログラムが有効であることを示して理解を促進していくことも必要だと思います。支援自体をはじめから拒否された子たちに対する適切な解というのは、これまた非常に難しい問題で、保護者の協力の確保のあり方なども含め、ぜひ皆さんで考えたい問題の1つであります。

田村：ありがとうございます。

突然振って恐縮ですけれども、藤木さん、いかがでしょう。立ち直り支援を受けても、なお非行に走ったり支援を拒否する少年たちへの対応ということですが。

藤木：僕は学校の教師を38年やってきましたのでそういう観点が強いのだと思いますが、非行というのは、基本的に子どもにとっては両価的な行為ですよ。両価的というのは、社会規範から見たら問題だけれども、その子どもにとっては、発達上の何らかの必要な行為であると。だからその必要性がどこにあるのかをとことんわれわれは追究し続けるのが支援だと思うので、繰り返し繰り返し起こす問題行動とどう付き合うかということが基本です。

ただし、家庭問題などで、親子関係なんか一回距離を離さないといけないときとか、あるいは社会的にどうしてもこれは許されないという行為をしたときに、いったん距離を取るというか、自分と向き合うために適切な処置を願うというか。でも、それはそれが終わったあと、改めてまた支援が続くというものだと、僕自身は思っています。

あと簡単に言えますけれども、仲間から抜けて、何か支援を受けたとしますよね。すると「抜けて裏切りよった」となります。発達段階の年齢によるのだと思うのです。僕らも校内暴力期に、もうそういう事例と嫌というほど向き合ってきたわけですが、基本は、その中学生ぐらいの時期の非行集団というか問題行動集団というのは、丸ごと変革していくということが基本です。引き抜いて何とかなるということはずありません。

そのときに、軍団のなかのトップと、一番虐げられている子の両極からかかわっていくというのが、僕たち校内暴力期の教師のセオリーです。一番上の子どもと、その子がその集団の中で影響を与えていることをどう自覚させるか。その次に、この子たちがこの教師は違うと思うのは、自分たちが虐げ、バカにしている子どもを、丁寧にケアする教師を見たときにハッとするというのがセオリーです。これは今も生きてると思います。



## 保護者のタイプと対応、アセスメント

田村：ありがとうございました。それではもう一度藤木さんに、質問です。塚本さんからですが、家庭に問題行動の温床がある場合が多いのではないかと考えられますが、そういう場合に、家庭の抱える問題を解決しつつ少年の更生を図るとするのが本来でしょうけれども、問題があまりにも深刻、あるいは多様な場合には、少年をその環境たる家庭から切り離して悪影響の排除を図るといことも考えなければいけないのではないのでしょうか、というご質問です。今お話があった、家庭から一回切るといことについてはどうお考えでしょうか。

藤木：いろいろなケースがあると思うのですが、例えば今、僕自身が抱えているケースで言うと、親御さんが子どもに向かって、これではいかんやろうと思うようなかわり方というのは両極あって、——先ほどもちょっと言いましたけれども——「おまえ、こんなことするなら出て行け」という養育放棄の面が1つあります。もう1つは、逆に共依存の関係になってしまうお母さんのケースが多いのです。どこまでいってもその子にかかわり続けながら、その子がどれだけ母親に暴力的な行為、言動をしても、「自分がいなくてはこの子は」というね。そういう、ケースによって随分違って、共依存的な部分については、お母さん自身がそれを、自分のそういう性格というか、子どもに対する対処の仕方がどこから生まれてくるのか、と。夫婦関係の問題なのか、そのお母さんの自分の養育経験なのか。そういうことを見極めながら自覚的に自分も距離を取っていこうという方向に指導していきながら離すということは、とても大事です。逆に、前者の場合は、本当に言いたい、子どもに伝えたいことをうまく伝えられないがために、「出て行け」となるこのお母さんの、一番言いたいことを代弁しながら子どもとの対話を取り戻させていくと、こういうことになるわけです。

だからケースバイケースで、離れたほうがいいケースと、離さないほうがいいケース、それはもうそのときアセスメントによる判断をどれだけの確に僕らができるかということで、個別の事例に対してパターンはないと、こう思ったほうがいいかなと思っています。

渥美：ファンクショナル・ファミリー・セラピーという方法ですけれども、今おっしゃられたように、幾つかの違ったものがあることは当たり前で、それに応じて対応するということを決めるのですね。

まず言われたように、問題の中身がどうであるかということをもっと見るという、先ほどおっしゃられた「アセスをする」です。アセスにおいて、要因として何があるかというのは表があって、表に従ってきちんと見ます。それに中心にかかわってくるのが、アメリカの場合には、パブリック・ヘルス・ナースという、非常に広い範囲で物事を見て、社会問題全体を考えながら心の問題と社会の問題を考える、日本で言えば保健師さんです。医療の問題と社会の問題両方が分かっている、それからあらゆる法的なシステムがどうなっているかも分かっている、そういう人が、日本にも戦後入れられたのですが、日本でそういう人がいないのです。そういう人が入ってくると、その人が見ることによって、事態に応じて——先ほどおっしゃられた共依存関係にあるものと、それからほったらかすものとありますが——ネグレクトに関しては各地域にシェルターを設けておく、ランウェイ、家出についてはそれに対する十分な対応をする、24時間、365日面倒を見るというシステムをつくるのです。

もう1つの問題については、一番重要なのは家庭訪問です。そのアセスに従って、どれだけの量を提供するかということをしっかり考えて、何回も何回も繰り返してやっていく。それについてほかのチームとの情報をきちんと交換しながら、お母さんと両方との、子どもの行動をしっかりと温かく全体で見つめていく。

——時間がないですからあれですが——細かく申し上げると、もっと大きなエンジンがあるのです。そういうものを設けておかないと、こういう問題を、学校の先生だけをお願いして解決するということはできないのです。なぜ日本で保健師さんの制度というものをもっと充実したものにしなないかという疑問を感じるのですが、何かそういうものをきちんと日本につくって、先生方と一緒に対応することが大切です。どういうサービスを、どのぐらいの期間、ど

のぐらいの量提供するかと。ドーセージと言いますが、薬の提供の量が一つ一つの確であるかないかということが重要な問題になるので、それに対する判断をできるスケールをちゃんと持っているのです。それは、多くのところでやっているものが集まってつくっているわけですが、われわれも先生方から多くのお知恵をいただいて、アメリカでやっているものなどを参考にしながら、そういうものを少しずつつくり上げていって、皆さんにご負担をおかけするけれども、——無用なご負担をおかけしないで——効果があるようなことをこれから地道に積み重ねていかなければいけないと思います。

田村：大橋さん、どうぞお願いします。

#### 連携の必要性とケース会議

大橋：今、アメリカのほうには、そういうプログラムがある、と。京都も捨てたものではなくて、それぞれの関係機関というのは、私は、先ほどの京都府警さんの話もそうですし、福祉でも色々と言われていましたけれども、色々な関係機関は、もう一生懸命やっている、私は思っています。

できていないのは、やはり連携だと私は考えています。私も藤木先生と一緒に現場上がりですけれども、「教育でずっと頑張っていかなければいけない」との「こだわり」という点に於いて、恐らくよく似ていると思います。子どもに対して向き合って、「この子をどうするか」といって一生懸命やらなければいけないのが先生であると。関係機関はたくさんあるけれども、学校は丸投げするようなスルーをしてはいけないのだ、という「こだわり」はあるのです。例えば、京都市の場合、不登校生徒対象の学校ができました。30日以上休んだら不登校ですけれど、「はい、30日以上休んだね。それでは次はそこ行きなさいよ」、それはおかしいでしょう。「学校として、教育としてやらなければいけないことがあるでしょ」というような思いがないと駄目ですよというのが教育の場の思いです。

先ほどから話が出ていますように、色々な課題があります。そして「課題がある子ども」ではなくて、「課題を背負わされた子ども」がたくさんいるわけです。環境が大きく影響しています。家庭もそうですよね。その家庭を拒否する子ども。拒否するのは当然ですよ。だからこそ信頼できる大人にならなければいけないのです。そして、その子どもを見立てるために、——先ほど先生がおっしゃったように——いろいろな情報を集めなければいけないのです。そのために、私のところも限られてはいますが、児童相談所からも情報があり、あるいは警察で補導していただいたときにも情報があります。家裁にお世話になったら調査官とも情報を共有し、鑑別所に行ったときにも鑑別所でいろいろな診断していただいたことについてもできる範囲の話聞かせていただいて、教育として生かせることは教育で生かす、警察として生かすものがあれば生かす。それぞれを融合させるようなシステムをつくるのがいいのではないかと思います。今、関係機関がばらばらに1人の子に関わっているのですが、やはり連携がなかなかできていないのではないのでしょうか。だから、このような形で色々な学問をやっていただいて、いかに連携していくのかを考えていただければと思います。システムをちょっと工夫すれば、もっと連携が出来るのではないかと考えます。

学校現場は、今ケース会議というのをたくさんやっています。福祉の人が入る、児相の人が入る、学校の教師が入る。少年係長が入っていただいているというのもあります。さらに発達相談所の方に入っていただいているのもあります。もちろん委員会は入りますよ。このような形で1人の子どものことについて寄ってたかって知恵を出していくのが、先ほど私が言いましたような、社会総がかりで関わっていくということです。1人の子どもを徹底的にどうしていいこうかと考える、こういうシステムがいるのではないかと思います。

田村：ありがとうございました。

藤木：いいですか。

田村：どうぞ。

藤木：大橋先生、おっしゃるとおりだと思います。ただ、——先ほど僕が話のなかで言った——そのケース会議のアセスメントを誰がつくるのかということです。それが一番子どものそばにいて、鎧を着ていない人間がその子とかかわっていくなかで得た情報、思いがアセスメントに反映されなかったら、実質ケース会議にならないのではないかと思っているのです。私たちのチームはそうありたいと。

学校で言えば、僕は38年間担任してきたのですが、担任ではないかと思うのですね。担任の先生が、その子とかかわって、その子の、集団のなかでいるポジションも何もかも分かった人間としてアセスメントする力があるかないかというのが問われているかなと。今のは、大橋先生のおっしゃる連携の重要性に、プラスアルファ、アセスメントを誰がするのかというところに、実は一番そういう人が、子どもとの関係で軋轢を感じるのです。その軋轢をケース会議でみんなで分け合ってもらおうというか、そういうケース会議になると非常に有効かなという思いで、今補足しました。

#### 滋賀県の「あすくる」の経験から

田村：藤木さんから立ち直り支援チームの話がありました。資料にも入れておりますが、滋賀県では、立ち直り支援センターをかなり以前からおつくりになっているとうかがっています。大津市の少年センター次長の清水さんがおいでになっていますから、これまでの経験を踏まえて、そして、これまでの発言を聞きながら、何かコメントがありましたらお願いをしたいと存じます。

清水：失礼します。隣の滋賀県大津市で少年センターの次長をしております。

滋賀県に非行少年立ち直り支援のセンターがあると先ほど紹介がありましたけれども、「あすくる」という名前で呼んでいます。お手元にパンフレットを入れていますが、滋賀県では、平成16年から県内に順次設置をしていきまして、現在9カ所に対応をしております。私は、もともと生徒指導担当の教員で、教育委員会にもおまして、今は少年センターにおるといふかたちですけれども、大津のほうでやらせていただいています。設置の背景は、平成16年当時、少年非行が非常に多く、しかも再犯率が非常に高いと。滋賀県がワースト3に入っているというふうなことで、これは何とかしなければいけないということから、こういうシステムを導入してきたという経緯でございます。

昨年度平成24年度、私ども大津で17人の少年にかかわりました。そのほとんどが学校の先生から、こういうところがあるのでということで、保護者の方に紹介され、保護者の方が子どもを連れてうちに来られて、というケースです。

1人、昨年保護司さんが連れて来られた子がいます。中学校に入りましてから数多く暴力事件を繰り返して、家庭裁判所で保護観察処分を受けた子です。その子が、ある非行グループに入っていて、仲間からの同調圧力がありまして、なかなか抜けられないという悩みもありながら、ただ、このままで自分はあかんということで、お母さんと一緒に来られて支援をさせていただいたのですけれども、高校進学を機に、無事に立ち直りました。というのは何でかということ、ほかの仲間から離れて、自分1人高校へ行ったということで、この前もちょっと会いに行ったのですけれども、無事に毎日学校へ行って高校生活を満喫しているということでした。こういうケースは、成功した例は少ないのですけれども、来る子どもたちの課題は大きくて、家庭的にも非常に問題のある家が多いので、なかなか短期間で効果が出るということが難しいですし、先ほどプログラムが長期化するとありましたけれども、同じでして、かかわりを持たせてもらいながら、なかなか続かない、あるいは効果が出るところまでいかないというのがやはり悩みでございます。

田村：ありがとうございました。

#### 学校と警察の連携

田村：安田本部長に、犯罪被害当事者の会の武さまからご質問がございます。

地域など周りの連携が必要だということは分かりますが、学校との連携ですが、非行に走っている少年がいた場合、

警察は以前だと学校に入って行きにくい、今では少年のプライバシーや個人情報保護というので情報が出ないということはないのでしょうか。警察の方のもどかしさや苦勞などあれば教えてください、ということでした。これはあとで大橋さんからまたコメントをいただきたいと思いますけれども。

では、まず安田本部長から。

安田：武さんとは、もう十数年のお付き合いで、私も長年犯罪被害者支援に取り組んでいるなかで非常にいろいろなことを教えていただき、そして、感謝している方でございます。お尋ねの件についてはそれこそ学校の立場からお答えいただくほうが適切かと思っておりますけれども、少なくとも、今まで私どももお話ししてきたように、以前よりは相当よくなっているのではないのかと思っております。十分かどうかという問題はありますし、個々の学校の先生、あるいは学校長さんのお考えによっても、又はケースによってなかなかうまくいかないことや、おっしゃるよう個人情報保護という観点が強調され過ぎているようなこともあろうかと思っております。

ただ、——どことは申し上げませんが——ある県の公安委員の先生で教育出身の方がいらっしゃって、その方が公安委員就任後いろいろな問題に接するなかで、自分は、今まで学校というものは、警察が介入すべきところではないと思っていたけれども、最近考えが変わった、と。むやみやたらに何でも介入すればいいというものではないことは事実だけれども、犯罪は犯罪として対処せざるを得ない部分などには、やはり警察にかかわってもらわなければならないということに考えが変わりました、ということをおっしゃっておられました。これは1つの例ですけれども、いろいろと変わってきているのではないかと思いますし、私ども警察も、——先ほどプレゼンで申し上げたように——べつに非行少年をつくる、捕まえることが目的ではない。捜査というのはあくまで手段であって、非行少年を生まないこと、そもそも非行させないことこそが少年警察の目指していることなのだ、ということについてもかなりご理解をいただきつつあるのではないかなと、ちょっと手前味噌ですがけれども考えているところでございます。

田村：では大橋さん、お願いいたします。

大橋：はい、失礼します。ありがとうございます。

非行に走っている少年がいた場合に警察が学校に入るということ、——今本部長もお話しされましたが——非行に走らせないというために、数年前から京都府もスクールサポーター制度ができて、警察のOBの方がおられますから、学校に出入りするという形がだんだん増えています。

京都市の場合、昔から中学校には補導主任というのがおまして、情報交換という形式で、少年係長と定期的に色々な話をする機会はあるのです。小学校には、警察との連携はなかなかなかったのですが、最近は、そういうスクールサポーターさんが非行防止教室をする中で、色々な悩みも含めて、色々な子どもたちのことについてもお話をしたりすることが増えました。また、学校の実態についてお話をして、その非行防止教室のなかでポイントを押さえて子どもたちに講義をしていただくというようなことがありますので、小学校と警察の敷居はうんと、うんと低くなってきているのではないかと思います。

それから、個人情報につきましては、個人情報の保護条例が府と市でも若干違ったりとか、色々な部分で、出せるものと出せないものがありますけれども、相談という形で顔が見えてくると、お互いの文化の違いも含めて、できること、できないこと、あるいはやらなければいけないこと、やってほしいことということをお互いに言える、そういう連携が増えてきているのではないかと思います。

田村：ありがとうございます。

スクールサポーターから

田村：今、スクールサポーターについてお話が出ましたけれども、今日は会場にも京都府警察のスクールサポーターの方



が何人か来ておられますが、舞鶴の中江さんいらっしゃいますか。スクールサポーターを実際おやりになっていて、何か感じていることがあればどうぞお願いいたします。

中江（舞鶴警察署スクールサポーター）：ただいまスクールサポーターと学校の教職員の方とのつながりとか連携とか、そういうお話をうかがいました。まず学校の教師の方のなかには、スクールサポーターというのは学校に対して指示をして押しつけるのではないかと勘違いされている方もおられます。ただ、これはもうまったくの間違いです。あくまでもスクールサポーターというのは、学校の方針に沿って活動いたします。そして教師の方々を側面から支援する、それがスクールサポーターです。

毎月1回行っている情報交換の内容ですが、通学路で女生徒がこういう男に声をかけられた、どこどこ中学校の誰々とどこどこ中学校の誰々がつながっている、それで、この生徒の家が少年のたまり場になっている、どここのたばこ屋は年齢を確認せずにたばこを売っているらしい、当校の生徒を指導したところここで買ったという、そういった話まで出てきます。しかしそれは、すべて表には出しません。たばこがどこで売られているという話が出れば、学校の先生とスクールサポーターの私が行って、啓発のビラを配って注意すると、そういうふうなことをやっております。

もちろん刑罰法令に触れる話が出れば、躊躇せずに警察へ連絡しますし、関係機関へ援助を要請することもあります。

このシンポジウムに出席させてもらうにあたり、各学校の先生から頼まれた言葉があります。教師の方、特に生徒指導担当の方は、大変苦労されておられます。問題のない学校というのはありません。一見、平穏に見えても、単に問題児童が登校していないだけといった場合があるのです。授業に出ていない、だから平穏に見えるのです。また少年を指導した場合、父兄からクレームがつく場合があります。いわゆるモンスターペアレントですね。この対応にも苦労されているようです。

それから、先ほど警察の敷居が高いのではないかと言われました。確かに高いと感じる先生もおられます。しかし、私たちスクールサポーターは、この敷居を取り除くために、こんなこと警察に言うのはどうかなというようなことまで言ってくださいと、一度一緒に考えて、それから相談しましょうかというスタンスでやっております。

舞鶴署のスクールサポーターは私1人ですが、学校の先生から舞鶴署にいる私あてに「近くに来ましたから、寄っていいですか」と電話がかかってくる場合があります。特にこれといった学校の問題があるわけでもありません。ただ、30分なり1時間なり雑談をして、そのなかで先生とのコミュニケーションを図っていると、こういうスタンスでスクールサポートをやっております。

田村：ありがとうございました。

#### 神奈川県警察・横浜市教育委員会連携の経験から

田村：今のお話にもつながるのですが、今日のレジュメ、配布資料の最後に、私のほうからコーディネーター作成資料として、「連携とその基本となる組織構成における優れた取組の例」を幾つか紹介をしたものを付けておきました。

## コーディネーター作成資料

## 連携とその基本となる組織構成における優れた取組の例

横浜市と神奈川県警察との連携（横浜市教育委員会との学校・警察連携制度）

「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書」に基づく情報提供

- ① 学校からの情報提供に保護者の同意を要しない（保護者には通知する）。
- ② 実際に多くの事案について情報提供が行われ、協力した対応がなされている。

平成16年11月の締結以来、平成25年3月までの間に、警察から学校に452件、学校から警察に605件の情報提供が行われている。学校から情報が提供された場合、少年相談・保護センターと警察署で、生徒・保護者の指導、支援に当たっている。

- ③ 横浜市教育委員会では、締結に当たり、同市の個人情報保護審議会の承認を得ている。

\*協定本文はもとより、両者の運用通達等もウェブサイトで公開されている。

（関係機関の独自の取組）

- ① 横浜市教育委員会では、小学校に児童支援専任教諭を配置している。
- ② 神奈川県警察では、専門職の少年相談員（26人）が少年相談・保護センターの中核となっている。
- ③ 横浜市の児童相談所は、福祉の専門職で構成されている。中央児童相談所の一時保護所に自立支援部門を設置し、就労・就学支援、施設の後方支援（施設で問題を起こした少年の一時預かり）、家族再統合支援を行っている。

北九州市における関係機関の連携

- ① 北九州市の子ども総合センター（児童相談所）と同一のフロアに、福岡県警察の北九州少年サポートセンターと北九州市教育委員会の少年サポートチームが同居している。
- ② 子ども総合センターには、非行児童に専門に対応する組織として、非行ライン（校長職を長とし、教員、元教員と元警察官で構成）が設置されている。
- ③ 北九州少年サポートセンターには、教育委員会の指導主事が派遣され、少年補導職員及び警察官とともに、立ち直り支援等に当たっている。

\*北九州少年サポートセンターにおける少年補導職員による立ち直り支援や講演活動については、安永智美『言葉ひとつで子供は変わる！』（PHP研究所、平成23年）参照。

\*福岡家庭裁判所における調査官等を対象とした研修に、北九州少年サポートセンター職員が派遣され、サポートセンター等の活動について説明している。

- ④ 北九州市では、日本ガーディアン・エンジェルズ北九州支部が、「セイフティ・センター魚町」を設置、17時から深夜3時まで、悩み相談を受けるなどの活動を行っている。北九州市では、子どもの「夜の居場所」として位置付ける予定。



田村：先ほどお話がありました個人情報保護との関係で、これは地域によって当然違いがあるだろうとは思いますが、それぞれの条例の違い等もあって、特に一部の市では、大変個人情報提供について厳しい制限があるようなところもあります。そういった場合の対応の1つの例として、横浜市と神奈川県警察との連携についてのものを書いておきました。幸い、今日、神奈川県警察の少年相談・保護センターの所長さんが来ておられますので、この学校との協定の話、それから小学校側の対応の変化についてもひとことコメントをいただければと思います。

阿部さん、お願いします。

阿部：神奈川県警察少年相談・保護センターの阿部でございます。本日はありがとうございます。

今、田村先生からご紹介いただきましたように、神奈川県警察では、横浜市をはじめとする多くの市の教育委員会と学校・警察連携制度の協定を締結しています。私たちは「連絡票」と呼んでいます。これは、子どもさんの健全育成のために情報をやり取りしますよというもので、それは捜査には絶対使わないということと、学校のほうで不利益処分しないということとやるものなのですが、学校からは、保護者の了承を得なくとも、保護者に、学校は警察と連携してお子さんのことを見ますよということと通知して、連絡票を出しています。このところ横浜市から受ける連絡票の数が増えてきているという実情があります。例えば、ある学校で、グループで、集団で授業を離脱してしまったり、たばこを吸う、校内ふらふらしているというようなケースがあったときに、うちのほうで学校訪問して声をかけていくなかで、連絡票を使いましょうということで、学校から警察署に連絡票を出していただいて、その生徒さんたちへの指導、支援を、警察署とセンターが連携してやっているケースなどが出てきました。

小学校側の変化として、横浜市が小学校に児童支援専任の先生を配置しています。来年度平成26年度で全校配置になると思うのですが、この先生方が子どもたちの様子を見て、課題を抱えている児童さんを把握しますと、学校内でまず指導体制をとるので、警察署との連携も考慮に入れましょうということで連絡票を活用している例が増えてまいりました。以上です。ありがとうございました。

田村：どうもありがとうございました。

#### 横浜市の児童相談所から

田村：実務家で発言をしていただいているのは、警察関係の方のほかは、ユース・アシストも含めて、もともとは学校の先生だったという方が多いわけですが、ある意味、中心になって活動していただく大変大きなもう1つの機関として児童相談所もあると思うのです。横浜つながりで、横浜の児童相談所長がお2人来ておられますから、どちらかにお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。先ほど大橋課長のお話で、それぞれみんな頑張っているんだと、足りないのは連携の仕組みとか、あり方のほうが、より大事でないかというお話もございました。ただ、それぞれの機関自身も頑張る必要もあるだろうと思いますし、両方含めて何かありましたら、どうかよろしく願いいたします。

岡：横浜北部児童相談所の岡と申します。神奈川県の場合、学校と警察の連携というのは、コーディネーター資料にもありましたように大変進んでおりますし、それから、学校では、中学校は生徒指導専任を全校配置をしています。小学校でも児童支援専任を置くという取組を横浜市はしております。来年度で全校配置になります。専任は、担任を持たず授業軽減して、ある程度指導に専念するという立場です。そのなかで、児童相談所の立場ですが、神奈川県では、学校警察連絡協議会というのが、全県規模と、18ある区ごとにありますが、児童相談所も参加をさせていただいて、そのなかで情報交換等をしたりするようになりました。今年度からは、児童相談所もその連絡会の正式メンバーに入っていくということで取組を進めています。

田村：ありがとうございました。

北九州の経験から：機動力と「大切に思っている」ことを伝える予防教育

田村：先ほど藤木さんのお話のなかから、いろいろな対応をしなければいけないという中で、子どものために寄り添って行く場合は、現場では軋轢も多いというお話がございました。

コーディネーター資料に、北九州の事例もつけておいたのですが、今日は北九州からも来ておられますけれども、現場の人間の1人として、いろいろなお話を聞いてどういうことを感じられたのか、あるいは、自分たちでこんなことをやっているのだけれども、それもこれに適切ではないかと、そのような趣旨のことがあれば何かお話をして下さい。

安永：はい、失礼いたします。福岡県警少年サポートセンターの安永と申します。私の著書までこのレジュメの中で紹介していただいております。

藤木先生に非常に共感いたしました。当県の少年サポートセンター、「サポセン」は、非行少年立ち直り支援に特化したところですが、私は、非行児の対応についてまず必要なのは、——藤木先生がここに書いている——出向くこと、私たち流で言うと、機動力だと思っています。せっかく差し伸べてもらえている大人の手を、まず拒否から始まるというのは当然のことだと私たちは捉えています。拒否せずに、すぐにすんなり大人の手を受け取れる子はいろいろな受け皿があると思うのですけれども、私たちはあえて、拒否してしまう子をいかに相談のテーブルにつなぐかと、それを誰がやるのかというところを担っていきたいと思っています。藤木先生のお答えに、私たちが重なるような思いで聞いておりました。

この機会に、ぜひ皆さんに1つお伝えしたいと思ったのは、今日ここに来てくださっている方というのは、いろいろな施策を決められるようなお立場にいらっしゃる方だと思うのですが、非行防止教室についてです。サポセンの活動で、今すごく重要視しているのは、もちろん立ち直り支援もですが、これからは予防の時代だと思っています。予防活動の最たるものが予防教育であると。この予防教育がすごく広がっているというのはうれしいのですけれども、内容の問題だと思うのですね。

はっきり言って、非行少年に聞いて、今まで何十回と受けてきた、「駄目駄目」というだけのもの、知識を伝えるだけのものとか、脅かし教育は、まず覚えていません。普通の子でさえ覚えていません。だから私は、記憶に残るといっても心に残る、まさにあのDJボリスのような、まったく私、あの方の映像を見ていて、私たちの講演と一緒にだと思ったのですね。厳しい顔で、乱暴な厳しい口調で言うなんていうのはまったく心に残らないのです。あなたのことを大切に思っているよと、いかに琴線に触れるような。特に非行児には脅かし教育はまったく通用しないと思っていますので、ぜひ非行防止教室の内容、質的なものを考えて施策に生かしていただけたらと思っています。

田村：ありがとうございました。

渥美所長のお話の中に出てきますけれども、脅す教育というのはあまり効果がなかったというようなことがありました。それについてコメントしていただければいいでしょうか。

渥美：子どもはみんな同じですね。脅かしたり、「もう1回やったら、おまえ、駄目になるよ」なんて言ったら駄目ですよ。やはり、その人、それ自体持っている力をどうやって引き出すかということが一番重要です。

一般の人が入ることの必要性

渥美：それからもう1つ申し上げたいのは、こういうときに連携プレーのMST（マルチ・システム・セラピー）のなかに、——今度日本の裁判でも、ジュリーに似たような、裁判員制度が入りましたけれども——一般の人を入れることなのですね。応募者を選んで、そのなかで資格等々調べて、必ずある問題のところに入らせていく。その人は24時間、365日全部対応して、どの時間はやりますかと待っています。こういう人たちが増えてくると、子どもの成長の問題は自分の問題だと考えるようになります。みんなが自分の問題だと考えられるような仕組みをつくらない

と、全部よくならないと。

もう1つ申し上げますと、京都にもたくさんあります。こういう仕組みとか、家庭訪問という仕組みは、ほとんど全部日本のものを彼らが勉強して持って行ったのです。そのこともよく考えて、日本にこれだけいいものがあるのだと。それをわれわれは生かすのにどうしたらいいだろうかということを考えていくべきだと思います。脅すのは駄目だということは、おっしゃるとおり、ほとんど駄目だそうです。

田村：ありがとうございます。これまで、どちらかという実務家の方の、あるいは実務家に対する質問が中心になってきました。研究の世界と実務との協働というのがこの研究所の基本ですので、実務だけというのはいかがなものかと思いましたので、当研究所の増井准教授に、理論的な立場を踏まえたご質問があればお願いいたします。

#### リソースと住民からの支援・支持の必要性

増井：非常に多くのことを皆さまからご教示いただきましたけれども、具体的な支援プログラムを実際にその子どもの近くにいるところから行っていくというときに、非常に大きなエネルギーというものが必要になってくると思います。それを継続して続けていくというときには、恐らく財政的なリソース、また人的なリソース、そして民主的な正統性と言いますか、住民からの支援、支持といったものも不可欠になってくるのではないだろうかと思いますけれども、その点でどのような工夫、またそういう点を意識して広げていくということを考えておられるかという点を1点お聞きできたらと思います。

田村：先ほどリソースをどう増やすべきかというのがございましたけれども、なかなか、答えやすそうな人はあまりいないのですが。

藤木さん、何かありましたらどうぞ。

藤木：ちょっとだけ先ほど触れましたが、基本プログラムで僕らがかかわっていくことの量と時間の多さというのは、時間がたてばたつほどたまってくるわけで、ある程度アセスメントできて、ケース会議で支援チームが形成されたら、そこをお願いしつつ、その方にもまたそばにいてもらう。それでいて僕もまだついていく、と。こういうときの、そばにいてもらう方を、——先ほどちょっと言いましたが——今うちのチームでは、退職された先生方、教育の専門家をお願いしていくということがかなり大きな意味を持つと思っています。

その先生方が、実は4つほどの地域で会をつくっていただいています。うちのチームの、支援団体として活動していただいて、少年の学習支援にも入ってもらっているのですが、同時にその支援団体が、地域での少年のそういう問題をみんなで話し合おうという教育講演と、親と教師、地域のしゃべり場を、京都府の地域力再生プロジェクト支援事業交付金をいただいてやっています。市町の後援をいただいたおかげで、前回、「発達障害と教育と子育て」という演題で100名の方がお集まりになりました。こういう学習と具体的な支援を結びつけながら、ぜひ、参加していただける方を、教師だけではなくて地域の方にもということを目指しながらやろうとしています。1つの例です。

田村：民間のボランティア団体の人が講演をしつつ、またさらにその輪を広げていくというお話かなと思います。

大橋さん、いかがでしょうか。こういうさまざまなリソースをどう増やし、そしてまた、民主的正統性をどう確保するかという話ですが、どちらか片方だけでもいいです。

大橋：非行に走っている子どもたちにかかわる人たちですけれども、京都市の場合も、今お話があったように、やはりNPOの方とか学生の皆さんとか、最初に私もお話ししたように、私たちのように行政機関とか、仕事としてやっている人以外に、地域にも山ほど人材がおられるのです。それがそれぞれ活動しておられるのですけれども、それがうまいこと融合するようにならなければいけないと思っています。

私も現場のときに経験があるのですが、生徒が地域で迷惑行為をした時です。地域の自治連の会長さんに、私が「す

んません、うちの生徒が迷惑をかけまして」と言う、「いやいや、うちの子が迷惑をかけてごめんなさいね。」、とその会長さんがそう言われるのですよ。「うちの子が・・・」と。すごいなあと思いました。BBSさんも含めて、非行に走っている子ども達に関わっていただいている学生の皆さんも、あるいは私の所でお世話になっている「学びのパートナー」というのですが、不登校の子どもに関わっていただいている学生ボランティアの方もですけれども、ほぼ無償で関わっていただいています。その関わっていただいているすべての人の活動がうまく機能するようなことをやっていかなければならないと思います。だから色々なところで1人の子どもの多くのチームがたくさん関わっているのですけれども、ばらばらではなくて、それぞれが融合して行って、ユース・アシストさんもその中に入れるような仕組みとか、消防さんも入れるような仕組みとか、自治連の会長さんとか学生もとか、委員会も、情報を共有し、色々な形で関わりができるようになることがいいのではないかと考えています。

田村：ありがとうございます。

渥美所長、先ほどおっしゃったことがほぼ今の質問に対する答えなのでしょうか。

渥美：MST（マルチ・システムック・セラピー）ってまさにそれなのです。事前のアセスと最後のエバリュエーション、両方ともかかっている連中がみんないて、うまくいっている、いけない、というのは決まるので。あるところが全部仕切って、始めて、評価したら、いいか悪いか本当は分からない。だから、周りのたくさんの方が加わってきてやったら、そして一体化して自分の問題として扱えば、事前の評価も事後評価も、非常に客観的なものになるし、その地域の人々みんなが責任を持つようになる。それが先ほど申し上げましたあのMSTという発想です。今おっしゃられたとおりです。それをどうやって、京都にもあるでしょうかから、仕組みをつくっていくか。それを一生懸命考えさせていただきますと思います。

田村：もう大体当初の予定にきたようですが、最後にお1人ずつ、これだけは言うておきたいということがございましたら。大橋さん、お願いします。

見本となる大人

大橋：府警のビデオの中で、警察署で最後に非行少年が涙したという話ありますよね。人は変わります。私がいつも、最近よくお話しするのは、カリスマティックアダルトということです。要するに見本となるような大人、関わってもらった時に「その人のような大人になりたいな」という大人のことです。関わって、関わって、関わり続けていくのですが、ずうっと続いていくのは駄目なのです。どこかで別れがあると、人は変わります。

私が中学校でずっと教師を続けられるのは、3年間苦勞しても、最後に「先生、ありがとう」という言葉を子どもが言うから頑張れるというのがあるのです。このように別れの場面をうまく、それも仕組みとして創る。やはりどこかで、そういう限りがあるということがあれば、人は変わるのではないかと考えています。

田村：ありがとうございます。藤木さんいかがでしょう。ひとこと。

子どもに近いところにいる人間の抱える軋轢

藤木：一番言いたかったのは、近いところにいる人間の抱える軋轢問題です。この問題を乗り越えて頑張ってみた結果、こうなったあんなった、何が正しかったか、こういう教訓を、どれぐらい広汎な方々と共有していくか、そしてまずうちのチームがそのことをきちっと整理して今後の方向性をつくっていくか。まさに1年2カ月しかまだたっていないなかで、これからの仕事です。ぜひいろいろ教えていただきながら進めたいと思います。

田村：ありがとうございます。櫻井さん、何か最後にひとこと。



### 枠組みの必要性

櫻井：私自身は個別の子どもの立ち直りにかかわったことはありませんので、ほかのお二方と比べてあまり皆さんの心に届くようなことは申し上げられないかもしれないのですが、先ほどお話をしたような立場、——今は国の人間なのですが——自治体の人間のような顔をして話をさせていただくと、いったん非行化して、不処分なり審判不開始になった少年について、継続的に見ていくということの根拠と言いますか、どこが責任を負うのか——責任があるからやるわけではないのかもしれませんが——やはりその元になるものが今のところはっきりしていないのかなと思います。

警察、それからもちろん学校に属していれば学校の先生というのは、まさに自分のこととして、見捨てられないとして見ていかれるのだと思いますけれども、例えば高校に進学しなかった、中退をしたというような、どこにも属していない子どもについて、誰がどうやって長く見ていくのかというのがないのかなと。

更生保護については、——先ほど申し上げたように——国の仕事を民間が手伝い、地方は必要な協力ができるという規定が法律にできたなかで、どこまで自治体に関わることができるのかというところが判然としない部分が、今のところまだあると思います。子ども若者育成支援法というのがありますけれども、あれは、生きづらさを抱えているとか、問題、困難を抱えた子どもたちに対してマルチのかかわりをつくろうという理念までは示されているのですが、時代的に、どちらかという、引きこもりの方とか発達障害とか児童虐待の方とかにスポットが当たっていて、あの法律によって、非行少年についてマルチのかかわりを作ろうというのが国と地方自治体の共通の課題となった、というところまでは行っていないのではないかと思います。

結論は何かというと、——ちょっとなかなか難しいのですが——ある程度、役人としてなり、研究の端っこの端っこにいる立場からいくと、そういった意味で、この非行少年立ち直りなり非行防止というものに関して、もう少し枠組みというか、根本みたいなものができるということも必要なのかなと思います。

田村：はい、ありがとうございます。安田本部長いかがでございましょうか。

### 現場の努力への感謝と研究への期待

安田：先ほど西京署の事例などをご紹介申し上げたのですが、京都府警には7,100人からの職員がおりますが、かといってべつにリソースは余っているわけではないのです。西京警察署も、署員216人という比較的大きな規模の警察署ですけれども、生活安全課員はわずか13人です。日曜日に野球をやったら総動員ですね。しかし、それでも当時の生活安全課長は、この非行グループを何とかせないかんとということで、自ら考え出して、子どもらに「野球やってみいひんか」と声をかけた結果としてこういう取組と成果が生まれてきたわけです。やはり幹部の強力なリーダーシップがない限りは、こういうことは警察でもなかなか簡単にはできないということは事実としてご理解をいただければと思います。

また、スクールサポーターの皆さんも、決して恵まれた環境ではありませんが、少年とかかわっていく中で、1人でもそれによって立ち直ってくれたりすることに、ものすごくやりがいを持ってやってもらっていて、むしろ現役時代よりいきいきしている人がけっこういらっしゃいます。

そういったことで、ボランティアの方々を含め本当にやりがいを持ってやっただけに頭が下がる思いを私はしております。本当に現場で頑張っておられる皆さんに感謝を申し上げたいと思っています。

それと同時に、今回、多機関連携の重要性を誰もが言いました。言いましたけれども、言わなければならないということは、それを妨げているものが何かあるはずですので、そのことについてはぜひ京都産業大学社会安全・警察学研究所で、しっかりとした実務を踏まえた研究成果を出していただければありがたいなと思います。以上です。

田村：渥美所長は、ありますでしょうか何か。

もう一回問題を社会に取り戻す

渥美：ご指摘ありがとうございます。そのつもりで頑張ります。

子どもは社会の宝だ。何かこれは日本古来の俚諺でございます。本当にみんなそう思っているのかと。特に今の人は。私が旧満州から日本に引き揚げてきたころには、本当に子どもは社会の宝だと思って扱っていらっしゃいました。ところが、私は今感じますと、日本人は本当に子どもを社会の宝だと考えているのだろうか。それはどうしてそうなったのだろうと。それぞれの専門分野が子どもを取ってしまっているのではないか。なぜ、地域の人々に、もっと活躍してくれる場所、自分の問題として考えるような機会を与えてくれないのだろうか、それを痛感します。もう一回問題を普通の社会に取り戻す。そのために今おっしゃられた答えがどこかから見つかるのではないかと考えております。

京都は特に、町衆の伝統をお持ちになったときはそうです。そういうことを考えてみると、われわれは何かを捨ててきたように思います。工業化すると同時に、どんどんどんどん専門分化されていって、普通に生きている人の気持ちを生かしていない。それが、先ほど言われたリソースというか、ソーシャル・キャピタルなので、それを生かすことを考えて、各役所やNPOがあるのだということをもう一回考えることができるような仕事をしたいと思います。

田村：今の渥美所長の発言は、当研究所としての決意表明でもありますので、努力をしなければいけないと思っています。

仲間づくりと居場所づくりという言葉もございました。さまざまな関係づくり、人と人、機関と機関を結びつけることが大変大事ではないかと思えます。この建物は「むすびわざ館」と申しますので、ぜひ結びつけを、これを機会に、より強めたいと思っています。

これをもちましてシンポジウムを終わりたいと思います。皆さまご協力、どうもありがとうございました。